

催しにおいて火気器具を取り扱われる皆様へ

— 埼玉西部消防組合火災予防条例による —

① 露店等の開設は消防署への届出が必要です

催しに際して火気器具を使用する露店等を開設しようとする場合は、事前に消防署への届出が必要になります。

届出書は埼玉西部消防組合ホームページから入手できます。

「催し」とは、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合するイベントのことをいい、ＰＴＡ行事、自治会や町内会の行事も含まれます。

ただし、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識のある方のみが参加するものは含まれません。



② 消火器の準備が必要です (注) 住宅用消火器、スプレー式消火器は認められません。



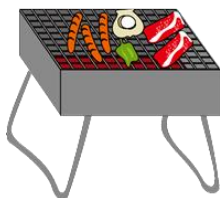
催しに際して、火気器具を使用する場合は、**必ず消火器の準備**が必要になります。

火気器具には以下のようなものが該当しますが、このうち電気を熱源とするものは器具の表面に可燃物が触れた場合に、可燃物が発火するおそれのある器具（赤熱部分が露出している器具等）が対象となり、ホットプレート、電子レンジ、ＩＨ調理器具、電気ポット等は含まれません。

・・・火気器具の例・・・



発電機



炭焼き



ガスこんろ



カセットこんろ



ホットプレート

—火気器具等取り扱いの注意点—

- 火気器具の使用中は、その場を離れないようにしましょう。
- 火気器具の周辺にダンボールなどの可燃物を置かないようにしましょう。
- ガソリンの保管は消防法令に適合した容器を使用し、発電機の排気口付近や直射日光の当たる場所には絶対に置かず、催しの開催中も注意を怠らないようにしましょう。
- 発電機に燃料を補給するときは、エンジンを停止し安全な場所で給油しましょう。
また、ガソリンの場合は容器の蓋を開ける前に、必ず圧力調整ネジを緩めて圧抜きをしましょう。
- ＬＰガスボンベは転倒防止措置を講じるとともに、日なたを避け風通しの良い場所に設置しましょう。



ご不明な点は埼玉西部消防組合の各消防署または分署へお問い合わせください。

埼玉西部消防局 予防課 飯能日高室 (☎ 042-974-7221)

ガス器具（こんろ・鉄板焼き・カセットこんろなど） 発電機・ガソリンの取扱い時のチェックポイント

～ 使い始める前に必ずチェックし、使い終わるまで確実に守りましょう！～
ガス器具などは正しく使用しないと大事故につながるおそれがあります。

チェック欄

☆消火器を必ず準備する。（火災予防条例で定められています。）☐

【こんろ・鉄板焼きなど（プロパンガスを使用する器具）】

- ★ 火気器具の周辺には可燃物を置かない。☐
- ★ 地震や風で可燃物が落下したり接触したりしない場所で使用する。☐
- ★ 不燃性の床や台の上で使用する。☐
- ★ プロパンガスが滞留するおそれのない場所で使用する。☐
- ★ ゴムホースの接続部分はホースバンドなどで固定する。☐
- ★ ゴムホースに亀裂または、ひび割れが無いか確認する。☐
- ★ プロパンガスボンベは直射日光を避け通気性の良い場所に設置する。☐
- ★ プロパンガスボンベは容易に転倒しないように鎖などで固定する。☐

【発電機（ガソリンを使用する器具）】

- ★ 発電機の周辺には可燃物を置かない。☐
- ★ 排気ガスが滞留するおそれのない場所で使用する。☐
- ★ 給油は必ずエンジンを止め火気から離れた安全な場所で行う。☐
- ★ ガソリンは消防法令に適合した容器で保管する。☐
- ★ ガソリンは直射日光を避け通気性の良い場所に保管する。☐
- ★ ガソリン容器の蓋を開ける前には必ず内部の圧力を抜く。☐

【カセットこんろ】

- ★ ガスボンベは確実にセットする。☐
- ★ 2台以上並べて使用しない。☐
- ★ こんろ全体を覆うような器具（鉄板など）は使用しない。☐